

東京地方裁判所平成21年(ワ)第24208号

原告 荒井晴彦、社団法人シナリオ作家協会

被告 西平秋子

準備書面 1

平成21年11月2日

東京地方裁判所民事第40部3A係 御中

被告訴訟代理人弁護士 清水浩



第1 請求の原因に対する認否

第1は争う。

第2の1は不知。

第2の2は認める。

第3の1については、甲1の脚本が執筆された時期は不知である。その余は認める。

第3の2は認める。

第4の1は、本映画の企画時期については不知、原作使用契約の締結については否認する。正しい事実経過は本準備書面で後に記載するとおりであるが、契約についてここで前もって述べておくと、この時期に近い時期に締結されたのは「著作権使用予約完結権契約書」という契約で時期は2003年9月11日頃であった。当該契約とは別の契約として「原作使用許諾契約書」が締結されたが、その時期は2004年11月の中旬か下旬であった。

第4の2は、否認する。原告の主張は、二つの契約書を混同している。

第4の3のうち、本脚本の完成時期は否認する。被告は、脚本の第一稿と第二稿の提出を受けたが、第一稿の提出を受けたのは2004年5月下旬で、第二稿

の提出を受けたのは2004年10月頃であった。さらに、原作使用許諾契約書が文藝春秋と有限会社ステューディオスリーの間で締結されたのは2004年11月の中旬か下旬になってからであったから、第一稿と第二稿のいずれも、原作使用許諾契約書ではなく著作権使用予約完結権契約書を基にして執筆された。クランクイン、クランクアップの時期は不知。監督、主演者は認める。劇場公開時期は否認する。本映画の劇場公開は、2006年6月10日だった。

第4の4は、DVD発売とDVDレンタル及びテレビ放送は認める。海外セールスについては、それが何を指すかについて原告らに釈明を求め、その回答後に認否を行う。DVD発売、DVDレンタル、テレビ放送、海外セールスの各時期については不知。ただし、それぞれの許諾は、被告からではなく文藝春秋から、原告らに対してではなく関係する当事者に対して与えた（たとえばテレビ放送の許諾は、文藝春秋が株式会社ハピネットという会社に対して与えた）。

第4の5に該当する正しい事実経過は、本準備書面で後に記載するとおりであるが、おもな点について答弁すると次の如くである。

(1) は不知。

(2) は、2007年6月上旬にマルヨンプロダクションが文藝春秋に許諾申請したことは不知。ただし、その頃に文藝春秋が、外部の者（マルヨンプロダクションであるかどうかは不明）から封書を受け取って、それを被告に転送したことはあった。しかし、ちょうどその時期に被告が長期海外に出ていたためか、この転送はうまくいかず、被告はその封書を受け取っていない。その後、原告協会が出版している「月刊シナリオ」誌の編集部から、文藝春秋の被告担当の編集者（田中光子）に問い合わせがあったので、田中が用件を尋ねたところ、月刊シナリオ編集部は田中に2007年6月28日、2006年版年鑑代表シナリオ集への本脚本の収録の承認を求めた。

(3) は否認する。2007年6月28日に文藝春秋から「月刊シナリオ」誌編集部に対して、脚本の収録を断る旨を返答したのである。

(4) は認める。なお、原告協会の宇ツ木利雄事務局長も同行していた。

(5) は、原告協会が案を申請した日は、2007年8月6日ではなく同年8月13日であった。その余は認める。

(6) の理事会決議は認める。その日付は不知。

(7) は不知。ただし、2008年6月頃にステューディオスリーが文藝春秋に許諾申請したことは否認する。

(8) は、否認する。申請じたいが無かったのだから、回答も無いのである。

(9) 及び(10)のうち、ステューディオスリーが文藝春秋に対して文書で脚本掲載の承諾を申請し、文藝春秋が電話にて断ったことは認める。申請書は2008年11月20日付けで、回答は11月25日に行った。その際に、著者の意向は変わっていないのでと、理由を示した。

(11) の質問状については認めるが、その主張内容は争う。文藝春秋は2009年3月13日に本映画のプロデューサーである森重晃氏（ステューディオスリー所属）と面談し、承諾できないことを伝えた。これに対して森重氏は、無理だということは分かっている、荒井さん（原告）に伝えておく、と述べた。

第4の7は争う。

第5ないし第8は争う。

第2 被告の主張

1 前代未聞、横暴、誠意のかけらも示さない…これらは原告らが訴状で被告に対して用いた言葉である。原告らはこうした激しい言葉を用いて被告を攻撃して貶め、正義は我にありとする。被告は映画化を許諾したのに、脚本掲載の件になると俄かに態度を豹変し、訳のわからないことを言っては拒否し、まったくもって取り付く島がないというのが、原告らが主張している本件の構図である。

しかし、被告は本件脚本の第一稿を読んだときから、問題がある、変更してもらいたい、この脚本で映画化するのは止めてもらいたいことを何回も表明していた。それでもプロデューサーや監督からの働き掛けがあって、なかばそれに強引に引きずられる形で被告はかなり不承不承ながらも、映画化については承諾するに至った。

ただし、脚本の問題は解決されないままだった。

ところが本訴えではそれに乗って脚本執筆者が、映像作品としての映画の製作・公開・その他の利用を許諾したのだから脚本の出版まで同意して当然だろうと主張している。まことに一方的な主張である。この主張が通るとしたら、世の中というものはどこかで少しでも譲歩したら最後、どこまで要求されても従わないといけないというに等しく、実に恐ろしいことである。こうした無理な主張が裁判で認められることがあってはならない。

2 本映画の企画が被告側に持ち込まれた前後からの事実経過は、以下のとおりである。

2003年4月14日、被告の作品である『イツ・オンリー・トーク』が第96回文學界新人賞を受賞。

同年5月7日、「文學界」6月号が発売され、受賞作と選評が掲載される。

同年5月20日、ステューディオスリー所属の映画プロデューサーの森重晃氏から「文學界」編集長あてに、『イツ・オンリー・トーク』を映画化したい、とのファックスが届く。監督は廣木隆一、主演は小泉今日子を予定ということであった。（乙1）

同年6月27日、森重の勧めにしたがい、被告及びその担当編集者（文藝春秋 田中光子）が廣木監督の新作映画『ヴァイブレータ』（原作 赤坂真理、監督 廣木隆一、脚本 荒井晴彦）の試写を見にいく。原作を逸脱するストーリーや設定もなく、原作の印象と映画の印象があつていて、原作に忠実な映画

化だと感じて安心したので、被告は、この試写を見たあとで文藝春秋に対し、映画化の協議を森重と行うことを委託した。

同年8月19日、森重が文藝春秋を訪れ、映画の予算規模、公開規模を文藝春秋側（田中光子等）に説明。

同年9月11日、文藝春秋とステューディオスリーが「著作権使用予約完結権契約書」を締結（乙2）。

2004年2月10日、書籍『イツ・オンリー・トーク』が文藝春秋より刊行される。

同年5月下旬、森重が脚本の第一稿を文藝春秋の田中光子に手渡す。森重から田中に対して、以下の説明がなされた。

- ・小泉今日子はじめ主要なキャストが決定したが同人が主演する別映画が最近記者発表されたばかりなので、食い合わないようにこちらの発表は2004年7、8月ごろに行いたいこと、
- ・この第一稿を被告にチェックしてもらってそれを反映させた完成稿を2004年6月に作成し、同年6月20日クランクイン、同年7月20日クランクアップ、同年9月完成を目指していること、
- ・2005年5月の劇場公開を目指していること。

脚本を初めて見せられてからクランクインまでたった1ヶ月しかなく、非常に慌ただしくて人を急かした話であるので、田中は戸惑ったのであるが、それでも、被告と確認の上で6月上旬に連絡をする旨を森重に返答した。

その後、被告及び田中は第一稿を検討し、設定、ストーリーが原作から逸脱していて、原作とは様相の違う要素が脚本家によって持ち込まれている等の重大な問題があること（主人公である優子が阪神大震災・地下鉄サリン事件などに言及して嘘をいう人間とされていること、主人公が東京出身ではなく九州出身とされて、登場人物の一人と九州時代に性的関係があったとされていること、原作では精神的な病気などの自分を取り巻く状況に向き合っていた主人公が、

映画ではそれが原因で周囲に当たること、原作の題名の由来である楽曲¹ではなくて別の楽曲がラストで使われること、被告のプライベートな生活圏のことが含まれていること、その他）を確認した。

同年5月28日、被告と田中は相談の上、クランクインが間近であるからには、話を効果的に進めるためには具体的で受け入れられやすいようにポイントを絞って要求するのが良いだろうと考え、まず次の3点を伝えることとし、田中から同日、森重に伝えた。（乙3）

- ・ラストの音楽はキング・クリムゾン『エレファント・トーク』でないと作品自体の意味がないので、同曲とすること。
- ・主人公が東京の女性であるからこそ、蒲田を選んで移り住んだあとにこの小説のような感慨が生まれるのであって、地方出身者にしてしまうとあのようにはならない。設定を原作に戻すようにし、主人公を地方出身にして方言を喋らせるのはやめて欲しい。
- ・被告が個人で開設するウェブサイトに掲載している被告の日記からの情報が、脚本で頻繁に使われている。この日記は、被告が実際に蒲田に住み、近所の行きつけの飲食店や街の風景描写を載せているが、そういうことをされると映画を見る一般の人から被告本人と映画の登場人物が同一人物視されかねない、また被告の日常生活に影響が出る。

¹ キング・クリムゾンの「エレファント・トーク」。

キング・クリムゾンは、1968年結成の英国出身のロックバンドで、先進的で難解ともされる楽曲で評価が高い。メンバー・チェンジをしながら活動を続けている。「エレファント・トーク」は、1981年発表のアルバム「ディシプリン」収録の曲で、歌詞の冒頭の一節を紹介すると

Talk, it's only talk

Arguments, agreements, advice, answers,

Articulate announcements

It's only talk

(試訳 おしゃべり ただのおしゃべり

議論 同意 助言 回答

理路整然とした発表

みんな ただのおしゃべりさ…）となっていて、以下、It's only talk が何度も登場する。<http://www.youtube.com/watch?v=76eooyyem2K8> にて、視聴することが可能。

その後、同年 7 月下旬まで、森重からの連絡はなかった。被告と田中は、きっと脚本を書き直しているのだろうと好意的に受け止めていた。

同年 7 月下旬になって、森重が田中に電話してきて、「主演が小泉今日子から寺島しのぶに交代する。小泉さんは脚本に不満があるため、本作の主演を降りてしまった」と告げた。

同年 10 月に入り、森重から田中に、脚本の第二稿が届いた。

しかし、前回の指摘が生かされず、その他の問題もあるものだったので、被告と田中は協議のうえ、田中らから森重に対して、同年 10 月 20 日、次の申し入れをした。

- ・脚本のラストで音楽を使うという指定はされていないが、キング・クリムゾンとは別の曲を使うと、原作とは別のイメージを押し付けることになる。
- ・主人公が九州の言葉を喋るシーンは少し減っているが、まだ残っているうえ、九州出身というシナリオ独自の設定は改められていない。そのうえさらに、主人公が話す九州の言葉が間違っている。作家として、いい加減な言葉づかいがされるのは許容しがたい。
- ・被告がウェブサイトに載せた飲食店の情報が一部割愛されているが、飲食店じたいは残っている。また被告のウェブサイトからの引用が行われていて、作者の生活と映画を混同されるおそれがある。
- ・躁鬱病について、正確な知識を欠いている。この脚本は、多くの人に偏見と誤解を与えかねない。
- ・原作に忠実な脚本に変更するのでなければ、映画化の話は中止していただきたい。前回の申し入れが、4か月以上も経って届いた脚本の第二稿に生かされていないということは、今後の脚本についても全く信用がおけないと考えざるを得ない。

これに対し、同年 10 月末、森重は田中に対して、すでに 11 月 8 日がクラシクインと決まっており、主演の寺島さんはじめ俳優たちのスケジュール

も押えている、と言った。被告や田中は、クランクインのスケジュールはそれまで知らされていなかったが、こちらから今の段階で映画化を白紙撤回すると、俳優はじめ多くの映画の製作スタッフに迷惑をかけるのではないかとプレッシャーを受けた（そもそも、予約完結権契約しか結んでいなくて本契約（原作使用許諾契約）を結ばないうちに撮影日程を無断で決めてしまうのは、映画製作側の勇み足であり、本来は認められることなのであるが）。撮影スケジュールを無断で決め、原作者を今さらノーと言えない事態に追い込んでいく製作側の手法に対して被告らは納得できなかつたものの、製作側の持つて行き方が巧妙であるが故に、実際に心理的に追い詰められていた。

さらに、森重はそこを何とかというように、廣木監督が被告と会って問題を確認し直すべきところは直す意向であると、伝えた。

被告からの要求として、脚本家（原告荒井）がその場に出席するようにとの話があったので、田中はその旨を森重に伝えたところ、森重はわかったと答えた。

そこで同年11月7日、森重、廣木監督、被告、文藝春秋からは田中と薬師迪夫（知財法務部長）、佐藤敏雄（知財法務部担当部長）が文藝春秋会議室で会い、脚本問題を話し合った。しかし、原告荒井は現れなかつた。廣木監督からは、キング・クリムゾンは音楽使用料が高いので使えない、主人公は標準語で幼なじみの男性は博多弁で統一する、言葉づかいについては脚本への「差し込み稿」を作成して被告に送るので確認してほしい、映画内で主人公が作成するホームページに出てくる飲食店は、店の了解をとつてから写真を当該ホームページに載せるようにする、その店のメニューは映画スタッフがオリジナルで作成する、等の説明がなされた。被告は、この日の廣木監督から誠意を感じ、脚本に関するこちらの疑問や不安を誠実に受け止め、善処してくれることへの期待をもつた。そこで、映画のタイトルを小説のタイトルから変更して、映画エンディングのクレジットで小説のタイトルを表記するときは文字の大きさを

出来るだけ小さくし、かつ「原作」としてではなく「絲山秋子『イッツ・オンリー・トーク』より」と表記すること、メディアからの映画に関する問い合わせ・インタビュー取材などは被告は一切受けないことについて廣木監督から了解を取ったうえで、撮影開始スケジュールが迫っていた映画化については、これを承諾することを伝えた。

これを受け、同年11月中旬か下旬に、文藝春秋とステューディオスリーは、原作使用許諾契約書を締結した。（乙4）（契約書面上の契約日付けは、誤って2003年9月10日と表示されている。）

ただし、その後ステューディオスリーは同契約書に定められた著作権使用料を、定められた期日までに支払わず、期限経過後に支払った。

2005年1月7日、被告は田中を介して、脚本についてさらに問題を指摘して改善を求めた。この問題は、脚本のシーン19で本間が優子に対して日の丸、君が代について自説を展開するところである（甲1の13－15頁）。これは小説に無かった強い政治色が出ている場面である。そもそも脚本では、小説のように祥一が本間の選挙活動を手伝うわけでもなく、本間の存在はより後ろへ退いたものになっているのに、ここで本間に政治的主張を語らせることが映画全体にとって必要とは思われない場面である。脚本における本間の政治的信条は、小説とは全く異なるものであり、脚本執筆者の思想が前面に出ている。

（乙5）

森重は田中に対し、「指摘されたことを監督に伝えて、映画の編集作業の段階でその部分を割愛することで対処する」と返答した。（のちに発表された映画では、当該部分は実際にカットされていた。）

翌2006年1月17日、被告は小説『沖で待つ』で第134回芥川賞を受賞した。

同年6月、本映画が劇場で一般公開された。

翌2007年6月28日、原告協会が出版している「月刊シナリオ」誌の編集部から文藝春秋の田中宛に、原告協会から発行する2006年度版『年鑑代表シナリオ集』に「やわらかい生活」の脚本を掲載することへの諾否の問い合わせがなされた。なお、これは被告が掲載を断ることの本質とは関係ないが、この申し出では、掲載許諾料は無料でお願いするとされていた。（乙6）

同年6月28日、田中は、被告が自分としてはあのシナリオを残したくないと希望しているのを確認したうえで、断りの返事を「月刊シナリオ」編集部に行った。

同年7月19日、原告協会の会長・加藤正人氏、事務局長・宇ツ木利雄氏が文藝春秋に来社したので、文藝春秋の田中、知財法務部長・薬師迪夫が応対し、被告の拒否の意思を尊重する旨を伝えた。

同年8月13日、原告協会から田中に対し、シナリオ掲載にあたり原作者名を外すこととし、解説文においても原作に関して触れないという申し出がなされた。

同年8月24日、田中は被告の意思を確認したうえ、原告協会に対して、「これまでどおり、『原作者としては、あのシナリオを活字として残したくない』という、強いご意志を示しておられます」と伝えた。（乙7）

同年8月24日、原告協会は田中に対し、会長に伝えて後日改めて連絡する旨、伝えた。

同年9月11日、原告協会は田中に対し、役員会で検討した結果、原作者の了解を得ることが困難であるので2006年版年鑑代表シナリオ集への掲載を断念すると決議したことを、伝えた。（乙8）被告及び田中の関係者は、当然のことながら、これで本件は落着したと思った。

翌2008年11月20日頃、文藝春秋はステューディオスリーから書面で、原作使用許諾契約書により一般的な社会慣行並びに商習慣等に反するものでは

ない限り許諾拒否はできないものと理解しているのでその契約意図に沿う形で進めさせていただきたい、という通知を受けた。（乙9）

文藝春秋の佐藤敏雄は被告の意思を確認したうえ、ステューディオスリーの森重に対して電話をして、被告の意思は同じであるので脚本の収録は無理である旨を伝えた。この通知をした時期は、同書面を受け取ってから数日内であった（同書面には「11月28日までにご連絡ください」と指定されていたので、佐藤はそれに応じたのである）。

翌2009年3月17日、文藝春秋は、原告荒井及び原告協会の連名による質問状を受け取った。（甲10）

同書面は回答期限を2週間以内と一方的に指定していたので、佐藤はそれまでに何らかの対応をしなければならないと考え、森重プロデューサーに連絡を取り、同年3月23日（月）に赤坂見附にあるエクセルホテル東急の喫茶室で面会した。佐藤は森重に、以前にも電話で連絡したように被告が翻意しない限り文藝春秋としてこれ以上の対応はできない旨を伝えた。森重は、結局著作権法の問題なのであって著作権法を改正しなければ無理だということは分かっている、近々荒井に会うのでこのことは伝えておく、と述べた。文藝春秋及び被告は、これでこの問題は完全に決着がついたものと考えた。

このとき佐藤が森重と会うことにしたのは、こういう場合は直接当事者に面会すると得てして感情的にこじれる事態も予想されるので、ワンクッション置いて、同じ件で最近に話をした森重プロデューサーに連絡して意向を伝えたのである。また映画プロデューサーとは、映画制作現場に関わる者と、原作者の間に立って双方の主張、利害を調整する役割を担っているものと理解していた。

そうしていたところ、2009年7月になって原告らが本件提訴に及んだものである。

3 原告らは、原作使用許諾契約書の定めを本件請求の根拠として主張している。しかし、そもそも原告両名は当該契約の当事者ではない。さらにいえば被告も、原作使用許諾に関して一定の業務委託を文藝春秋に対してしていたものの、契約の当事者ではないのである。

それなのに原告らは、あたかも原告らと被告が当該契約を締結したかのように、当該契約の効果を我が物として被告に対して主張する。いかなる法律構成ならばそうなるのかが明らかになっておらず、その構成が妥当なのかの論証もされていない。この点は、法律論として非常に重要なポイントである。

4 本件で使われた「原作使用許諾契約書」と「著作権使用予約完結権契約書」は、どちらも、文藝春秋が映画化を許諾するときに通常使っている契約書の書式を使ったものである。原作使用許諾契約書の第3条第5項もその書式に一般的に入っているもので、本件に限った特別の文言ではない。そもそも、契約を締結するまでに、本件脚本を出版するときの許諾条件について、ステューディオスリーまたはその他の者と文藝春秋の間で特に話し合いがなされたこともなかったのである。

そして、この第3条第5項で定めている、一般的な社会慣行ならびに商慣習等に反しないという意味は、一般的に相当だと認められて通用していることにはえて逸脱することはしてはならない、許されないような権利の行使の仕方はしてはならないという、多分に同義反復的であるが、要するに権利濫用的な行為はしないという趣旨であり、しごく当たり前のことを言っているのである。

それではなぜ、許諾をする側である文藝春秋がそのような文言が入っている契約書の書式を用意していたかというと、その事情は以下に述べるとおりである。第3条第5項では、映画を封切上映したとの別の利用方法について、予め文藝春秋から合意をとる必要があるとしている。この要請は、権利許諾者にとって省くわけにはいかない。許諾する側にしてみると、どのようなものが実

際に作られ、どのように現実に利用されるのかは、実際にその時になってみないとわからない不確定要素があるのだから、あらゆる利用について契約書締結時に前もって許諾すると契約するわけにはいかないのであり、歯止めが必要である。一方、許諾を受ける側は、そういうことを言われると、いざ実際に利用しようとしたときに過度の制約が課せられるのではないかとの心配を口にする。こうして、お互いに、相手の懸念は分からぬでもないのだが、そう簡単に譲れないという事態となる。

許諾する側は、「自分たちが押さえておきたいのは、これはいくらなんでもまずいというときに合意を拒む自由を残しておくことだけである。こちらにいくら権利があるといっても、信義則に反したり権利を濫用したりすればそれは法律上無効なのだから、事前の合意が必要となっていても、心配には及ばない」と説明を試みるのであるが、許諾を受ける側は、「契約書に何かしら歯止めの文言が載っていないと、文言上は権利者側の意見がどんなときでも100%通るよう見えて、やはり心もとない。なんとかならないか」と言う。そこで、工夫があって作られているのが、この定めの表現なのである。ただし、いざ契約書の定めとしてどういう文言を使うかとなると、権利を持っているが濫用してはならないというのでは、契約書の書きようとしてはあまりに直裁であり、見目が悪いというか、座りが良くなくて、なじまない。そこで、このような文言が採用された。

ここでもう一度述べるが、この契約書において当該文言は、映画の二次的利用方法の全般について一般的に規定しているものである。特に脚本を出版する場合に限ってそのように定めているのではなく、映画に関する二次的利用の全般について、当該文言はかかっているのである。本件の契約交渉時に脚本出版の可否について特に話し合いが行われて、その結果として当該文言が、ほかのことについては入っていないのに脚本出版についてだけ入れられたというのなら、また違う議論ができるかもしれない。しかし、事実は以上のとおりであつ

て、この文言に特殊な意味合いはそもそも無いのである。原告らは、脚本出版について、契約書のこの文言に特別な意味を盛り込んで解釈しているのだが、的を射ていないのである。

5 以上のとおり、被告は、脚本をシナリオ集に掲載することについて同意していないし、同意しなければならない義務はなく、同意しないことが権利濫用または信義則違反となる謂れもない。したがって、原告らの請求には理由はない。

さらに付言しておくと、原告らは、自己の手はきれいであり、被告こそが悪いとこの訴訟でいってのける資格を、とうてい有していない。何となれば、実際に原告協会から刊行された両年のシナリオ集に掲載されている、原告協会の加藤正人会長の言葉（甲2 280頁）、さらにその解説文（甲2 281頁、甲3 292頁）の記述を見られたい。それらは、正当な事実報告として認められる範囲、正当な意見表明として認められる範囲を逸脱している。ちなみにこの解説文の筆者は、原告協会とは直接の関係がない者であるが、それを掲載して刊行した以上、原告協会はもちろん原告荒井も、同シナリオ集の編集者としてその内容について対外的に法的責任を負うのである。原告荒井は、両年のシナリオ集に関してその編纂委員である（甲2の奥付、甲3の奥付にその旨が記載されている）、また原告荒井は原告協会の常務理事の職にある。

この一事によっても、原告らは被告との関係を、自ら破綻せしめたのである。被告が、原告らによって公にここまで仕打ちを受けて、それでもなお原告らに対して掲載を同意しなければならない義務を負っている、あるいは同意しないと権利濫用、信義則違反になってしまうという結論は、公正たるべき法の原則に照らして有り得ないことである。

以上